

利用料金のご案内

(1日当たり)

令和3年8月1日より

《入所》

(介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となります。以下に記載する利用料金は自己負担割合1割の額となります。)

要介護度	介護報酬施設サービス費 利用者負担分 (非課税)		食事療養費および居住費(非課税)		
	多床室	個室	食費	居住費	
要介護1	836円	756円		1段階	300円
要介護2	910円	828円	2段階	390円	
要介護3	974円	890円	3段階①	650円	
要介護4	1,030円	946円	3段階②	1,360円	
要介護5	1,085円	1,003円	4段階	1,510円	
				多床室	個室
			1段階	0円	490円
			2段階	370円	490円
			3段階	370円	1,310円
			4段階	377円	1,668円

介護報酬利用者負担分(非課税)	
初期加算 入所日から30日以内のみ	30円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上	18円
夜勤職員配置加算 夜勤帯(17時～9時)に入所者100人につき職員を5人配置した場合	24円
短期集中リハビリテーション実施加算 入所後3か月以内に短期集中的にリハビリを実施した場合	240円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 認知症であると医師が診断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された場合で、入所後3か月以内に集中的なリハビリを実施した場合(週に3日を限度)	240円
栄養マネジメント強化加算 管理栄養士が栄養マネジメントを行い、作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回行い、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合	11円
療養食加算 管理栄養士または栄養士が医師の指示による治療食を提供した場合(1日につき3回を限度)	6円/食
外泊時費用 外泊した場合、施設サービス費に代えて(1か月に6日を限度、初日と最終日除く)	362円
ターミナルケア加算(死亡日以前31～45日)	80円
ターミナルケア加算(死亡日以前4～30日)	160円
ターミナルケア加算(死亡日の前日および前々日)	820円
ターミナルケア加算(死亡日当日) 回復の見込みのない方にターミナルケアを行った場合	1,650円
入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 入所期間1か月超見込みの方に、入所前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定した場合(1回のみ)	480円
口腔衛生管理加算(Ⅰ) 歯科栄養士が入所者に対し、口腔ケアを月に2回以上実施し、介護職員に技術的助言及び指導を行い、口腔に関する介護職員からの相談等に応じた場合	90円/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ) 歯科栄養士が入所者に対し、口腔ケアを月に2回以上実施し、介護職員に技術的助言及び指導を行い、口腔に関する介護職員からの相談等に応じ、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合	110円/月
緊急時施設療養費 症状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1か月に1回、連続する3日を限度)	518円
所定疾患施設療養費(Ⅱ) 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎の利用者に投薬・検査・注射・処置をした場合1月に1回、連続する10日を限度(医師が感染症対策に関する研修を受講している場合)	480円

利用料金のご案内

(1日当たり)

令和3年8月1日より

介護報酬利用者負担分(非課税)	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	39/1000
当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の39/1000に相当する単位数	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	21/1000
当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の21/1000に相当する単位数	
退所時情報提供加算	500円
入所期間1か月超、退所後の主治医に文書による情報提供を行った場合(1回を限度)	
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円
<ul style="list-style-type: none"> 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合 入所期間1か月超、指定居宅支援事業所に対し、文書による情報提供とサービスに関する調整を行った場合(1回を限度) 	
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円
入所期間1か月超、指定居宅支援事業所に対し、文書による情報提供とサービスに関する調整を行った場合(1回を限度)	
訪問看護指示加算	300円
指定訪問看護ステーションに対して、入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合(1回を限度)	
外泊時在宅サービス利用費用	800円
退所が見込まれる入所者が試行的に退所し、介護老人保健施設が居宅サービスを提供した場合(1か月に6日を限度とし、試行的退所に係る初日及び最終日は算定しない)	
再入所時栄養連携加算	200円
入所者が入院し、入所時とは異なる栄養管理が必要となり、管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画を作成した場合	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月
入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、入所時等に評価し、少なくとも3か月に1回評価し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職員が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施し管理内容や状態を記録し、少なくとも3か月に1回、褥瘡ケア計画を見直した場合	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がなかった場合	
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	100円/月
継続して入所者ごとの褥瘡管理をした場合(3か月に1回を限度) ※令和4年3月31日まで	
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月
排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6か月に1回評価を行い、その評価等を厚生労働省に提出し、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し、少なくとも3か月に1回、支援計画を見直した場合	
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月
排せつ支援加算(Ⅰ)の算定条件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月
排せつ支援加算(Ⅰ)の算定条件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合	
排せつ支援加算(Ⅳ)	100円/月
排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合(支援を開始した日の属する月から起算して6か月以内の期間に限る) ※令和4年3月31日まで	
安全対策体制加算	20円
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	※入所時に1回

利用料金のご案内

(1日当たり)

令和3年8月1日より

介護報酬利用者負担分(非課税)	
リハビリテーションマネジメント計画書加算	33円/月
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月
入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月
(科学的介護推進体制加算Ⅰ)に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報をすべて厚生労働省に提出し、また、認知症に係る情報についても必要に応じて提出した場合	
新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価	1/1000
当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の1/1000に相当する単位数	

加算利用料(課税)	
個室料(税込)	
一般個室	1,100円
特室 (キッチン、洗面台、トイレ、ユニットバス 応接セット付き)	2,200円
電気使用料(税込)	
テレビ、電気毛布 携帯電話充電器等	1品目 55円
テレビレンタル料(税込)	55円
洗濯代(税込) ※業者委託	
1回	550円

保険外費用利用者負担分(非課税)		
日用品費	入浴した日	150円
	入浴しなかった日	130円
《日用品に含まれるもの》		
・ティッシュペーパー ・シャンプー		
・ペーパータオル ・石鹸、ボディソープ		
・タオル、バスタオル		
・おしぼり 等		